

令和3年那審第12号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年3月9日16時13分少し前
沖縄県仲里漁港東方沖合
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 1.7トン
登 録 長 7.36メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 77キロワット

3 事実の経過

Aは、深海漁業等に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年3月9日09時00分仲里漁港を発し、沖縄県御神岬北方沖合の漁場に向かった。

ところで、仲里漁港東方沖合は、さんご礁で囲まれた浜（以下「はての浜さんご礁」という。）が東西約6海里、南北約2海里にわたって拡張していた。

また、a受審人は、30年以上漁業に従事し、仲里漁港東方沖合は頻繁に航行する海域で、はての浜さんご礁の位置を承知しており、平素、同さんご礁から十分距離を保って航行していた。

a受審人は、前示漁場で操業を行い、15時頃帰途に就くこととして漁具を回収したものの、途中、引き縄漁を行うこととして漁具を流しながら西航した。

a受審人は、16時08分少し前仲里港北防波堤灯台から090度（真方位、以下同じ。）1.8海里の地点で、GPSプロッターで水深が70メートルで南西方のはての浜さんご礁までの距離が400メートルあることを確認したのち機関を中立運転とし、漂泊して漁具の片付けを始めた。

a受審人は、漁具を片付けているとき、魚が掛かったことを認め、GPSプロッターで水深が60メートルあることを確認して漁獲物の揚収を始め、16時10分半少し過ぎ仲里港北防波堤灯台から093度1.7海里の地点で、折からの北寄りの風を受け、208度方向に2.2ノットの対地速力で圧流されながら漂泊を続けているとき、はての浜さんご礁まで160メートルとなり、同さんご礁に向かって圧流されている状況であったが、漁獲物の揚収を始めたとき、水深が60

メートルあったことから、はての浜さんご礁まで近づくことはないと思ひ、GPSプロッターで圧流状態を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、圧流されながら漂泊を続け、16時13分少し前仲里港北防波堤灯台から096度1.7海里の地点において、Aは、船首が240度を向いた状態で、はての浜さんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力4の北北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷並びに舵板及びプロペラ翼に曲損等を生じ、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、仲里漁港東方沖合において、北寄りの風が吹く状況下、漁獲物を揚収するため漂泊する際、船位の確認が不十分で、はての浜さんご礁に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、仲里漁港東方沖合において、北寄りの風が吹く状況下、漁獲物を揚収するため漂泊する場合、風下に圧流されるおそれがあったのだから、GPSプロッターで圧流状態を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁獲物の揚収を始めたとき、水深が60メートルあったことから、はての浜さんご礁まで近づくことはないと思ひ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同さんご礁に向かって圧流されている状況に気付かず、同さんご礁に乗り揚げの事態を招き、船体等に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月15日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明